

都市再生整備計画

堺市シェアサイクル推進地区

大阪府 堺市

令和7年3月

事業名	確認
都市構造再編集中支援事業	☐
都市再生整備計画事業(社会資本整備総合交付金)	☐
都市再生整備計画事業(防災・安全交付金)	☐
まちなかウォークアブル推進事業	☐

都市再生整備計画の目標及び計画期間

様式(1)－②

都道府県名	大阪府	市町村名	堺市	地区名	堺市シェアサイクル推進地区(堺環濠地区、上野芝駅地区)	面積	242.68	ha
計画期間	令和6年度～令和9年度	交付期間	令和ー年度～令和ー年度					

目標
大目標：公共交通の機能補完、観光の推進、環境負荷の低減をめざす。また、安全で安心して楽しく利用できる自転車利用環境の創出をめざす。 小目標：シェアサイクルの利用を促進することにより、市民や来訪者の利便性や回遊性の向上を図り、地域の活性化を促進する。

目標設定の根拠
まちづくりの経緯及び現況 本市は、古来から鉄砲や包丁等の製造・加工が盛んなまちであり、明治以降にはその技術が自転車部品の製造にも活かされ、「自転車のまち 堺」として発展してきた。平成25年に、「市民が自転車を大切に扱い、市民・事業者及び行政が協働して、交通ルールの遵守・マナーを図るとともに、安全で安心して、そして楽しく利用することができる自転車のまちづくりを進める」を基本理念とした、「堺市自転車利用環境計画」を策定。 また、平成21年には「環境モデル都市」に選定され、低炭素都市「クールシティ・堺」の実現に寄与することを目的として「さかいコミュニティサイクル」を導入した。しかし、①自転車・システムの老朽化やキャッシュレス対応などの利便性向上、新規ポートの拡充などの事業展開が困難であること、②百舌鳥・古市古墳群の世界文化遺産登録による、大幅な増加が見込まれる来訪者に対しての自転車周遊環境の整備が課題となっていた。 以上のことを踏まえ、市内の来訪者の回遊性向上や公共交通の補完等のシェアサイクル事業の有効性や事業の持続可能性、また、「さかいコミュニティサイクル」の課題解決にむけて、今後の方向性等を検証するため、令和2年3月にシェアサイクル実証実験を開始した。 実証実験の結果、シェアサイクルの利用は増加傾向にあり、「移動手段の選択肢としての役割」、「回遊性の向上、地域の活性化に寄与」、「今後も期待できる利用ニーズ」としての効果が期待できるため、令和4年3月に「さかいコミュニティサイクル」を事業終了し、令和4年10月にシェアサイクル事業の本格実施に移行した。 現在、令和3年3月に将来にわたって持続可能な都市経営を推進することを目的に策定した「堺市基本計画2025」において、自転車を活かした都市魅力の創出のため、シェアサイクルの普及を含めた自転車利用環境の満足度の向上をめざしている。また、令和5年3月に策定した「堺市自転車活用推進計画」により、シェアサイクルの普及拡大に向けた取組を進めている。
課題 ・シェアサイクルのポートについて、駅前等の視認性が高い場所への設置やさらなるエリア展開、ポート数の増加が必要である。 ・南北の鉄道路線(駅)から連携する東西交通の補強及び点在する地域資源をつなぎ、回遊性を向上するため、公共交通機関を補完する移動手段が必要である。 ・自転車による回遊性や快適性を高めるため、自転車の通行空間の連続性を確保したネットワークを形成し、自転車通行環境の整備を推進する必要がある。 ・点在する歴史・文化資源へのアクセスを高めるため、阪堺線の活用を進め、あわせて鉄道や路線バス・自転車利用との連携を図る必要がある。
将来ビジョン(中長期) ○「堺市基本計画2025」 ・シェアサイクルの普及及び安全で快適な自転車通行環境整備、自転車を活かして都市魅力を向上させる。 ○「堺市自転車活用推進計画」 【「サイクルシティ堺」の実現】基本方針1:魅力的な自転車文化の創造・発信 ・シェアサイクルのさらなる拡大・充実、自転車に触れる機会の創出などにより、市民の自転車利用を促進し、「サイクルシティ堺」としてのブランドを築く。 ○「堺市都市交通安全計画」 ・自転車を共同で利用するシェアサイクル等の自転車利用促進策や、ルール・マナーの啓発活動等のソフト施策を積極的に推進する。 ○「堺市地域公共交通計画」 ・シェアサイクルや次世代モビリティ等の多様なモビリティと公共交通との連携を図ることにより、移動の利便性向上をめざす。 ○「堺市都市計画マスタープラン」 ・シェアサイクルは重要な移動手段として、整備拡充を進める。 ・既存の鉄軌道や路線バス、自転車との交通結節性を高めることにより、各生活圏から駅前拠点、地域拠点、都市拠点、都心、周辺都市へと自動車以外でも移動しやすい公共交通の充実を図る。 ・点在する歴史・文化資源、また、百舌鳥古墳群へのアクセス性を高めるため、阪堺線の活用を進め、あわせて鉄道や路線バス・自転車利用との連携を図る。

目標を定量化する指標

指 標	単 位	定 義	目標と指標及び目標値の関連性	従前値	基準年度	目標値	目標年度
自転車回転数	回/日/台	1台1日あたりの利用回数の割合	シェアサイクルによる移動が根付いていることを示す。	0.54	令和6年3月	2	令和9年度9月
月間利用回数	回	市内で1か月にシェアサイクルを利用した回数	利用回数の増加は、回遊性の向上を示し、地域活性化への寄与を表す。	10,294	令和6年3月	15,000	令和9年度9月
月間利用者数	人	市内で1か月にシェアサイクルを利用した人数	利用者数の増加は、回遊性の向上を示し、地域活性化への寄与を表す。	3,358	令和6年3月	5,000	令和9年度9月
シェアサイクルポート	カ所	市内のシェアサイクルポート数(公有地と民有地の合計)	サイクルポート数を増加することで、規模と密度を拡大し市内各地へのアクセス性の向上が図られる。	165	令和6年3月	250	令和9年度9月

計画区域の整備方針	
【公共交通の機能を補完する新たな交通システムとして、シェアサイクルの利用を促進することにより、市民や来訪者の利便性・回遊性向上を図り、地域活性化を推進する。】 ・堺市シェアサイクル事業のエリアを拡大し、シェアサイクルポートを増設することでポート間密度を高め、市民の利便性、回遊性の向上を図る。 ・鉄道駅周辺等の交通結節点に当たる道路におけるシェアサイクルポート設置を進める。 ・歴史・文化資源、観光施設へのアクセス性を高め、周遊の拠点となる場所にシェアサイクルポートを設置する。	方針に合致する主要な事業 【協定制度等】 ・道路占用許可の特例を活用するシェアサイクルポートの設置
その他	
【自転車施策の推進】 ①自転車通行空間の整備の推進 「堺市自転車活用推進計画」に基づき、快適に自転車を利用できる自転車ネットワークの形成に向けた自転車通行環境の整備を推進する。 ②放置自転車対策の推進 駐輪場の整備や放置自転車の撤去、放置自転車の防止啓発を一体的に実施する。 ③交通安全教育・啓発の推進 市民が自転車のルールを順守し安全・安心に自転車を利用できるよう安全教育や啓発を実施し、自転車関連事故の削減をめざす。	

協定制度等の取り組み

官民連携によるエリアマネジメント方針等														
事業		事業の目的/事業によって解決される課題	事業期間	事業主体(占用主体)	活用する制度									
					制度別詳細1 道路占用許可特例(法第46条第10項)	制度別詳細2 河川敷地占用許可(河川敷地占用許可準則22)	制度別詳細3 都市公園占用許可特例(法第46条第12項)	制度別詳細4 都市利便増進協定(法第46条第25項)	制度別詳細5 都市再生整備歩行者経路協定(法第46条第24項)	制度別詳細6 低未利用土地利用促進協定(法第46条第26項)	制度別詳細7 〔滞在快適性等向上区域〕 一体型滞在快適性等向上事業(法第46条第3項第2号)	制度別詳細8 〔滞在快適性等向上区域〕 都市公園占用許可特例(法第46条第14項第1号)	制度別詳細9 〔滞在快適性等向上区域〕 公園施設設置管理許可特例(法第46条第14号第2号イ)	制度別詳細10 〔滞在快適性等向上区域〕 公園施設設置管理協定(法第46条第14項第2号ロ)
1	●堺市シェアサイクル事業の実施・運営 (シェアサイクルポートの整備及び維持管理、利用者サービス等)	既存の公共交通機関だけでは十分でない地域内の交通手段のひとつとして、シェアサイクルを導入し、市民及び来訪者の回遊性向上を図り、地域の活性化を促進する。	R4～R9	事業主体(占用主体):堺市 運営主体:OpenStreet株式会社	○									

滞在快適性等向上区域における駐車場の配置方針等						
取組		取組の目的/取組によって解決される課題	開始時期	活用する制度		
				制度別詳細11 〔滞在快適性等向上区域〕 路外駐車場配置等基準(法第46条第14項第3号イ)	制度別詳細12 〔滞在快適性等向上区域〕 駐車場出入口制限(法第46条第14項第3号ロ)	制度別詳細13 〔滞在快適性等向上区域〕 集約駐車施設(法第46条第14項第3号ハ)
1						

制度別詳細1(道路占用に関する事項)法第46条第10項

制度別詳細【道路占用許可基準の特例】				
制度の活用計画				
占用対象施設			占用の場所	道路交通環境の維持 及び向上を図るための措置
道路 占用 許可 特例 対象 施設	1	自転車駐車器具 (シェアサイクル事業用サイクルポート)	①綾ノ町停留場前【既存】 路線名:大堀堺線 歩道部(1箇所) (堺市堺区錦之町西1丁1)	・サイクルポートが満車及び空車にならないよう、適宜再配置を行う。 ・可能な限り視認性の高い場所へサイクルポートを設置する。 ・サイクルポート付近で違法駐輪が起きないように、注意喚起を徹底する。 ・「普通自転車歩道通行可」でない歩道では、自転車の押し歩きを行うよう注意喚起する。 ・サイクルポートの周辺環境の維持管理を徹底する。
			②上野芝駅前広場【既存】 路線名:上野芝駅前広場 歩道部(1箇所) (堺市西区上野芝町3丁5)	
			③堺伝匠館前【新規】 路線名:大道筋 歩道部(1箇所) (堺市堺区材木町西1丁1)	
			④神明町停留場前【新規】 路線名:大道筋 歩道部(1箇所) (堺市堺区九間町東1丁1)	

制度別詳細【道路占用許可基準の特例】

制度を活用して整備・設置する施設等の配置を示す地図

■協定制度等の活用

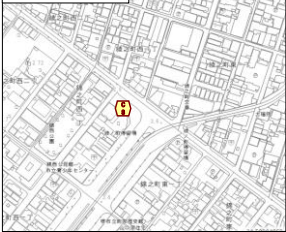
シェアサイクルボートの設置

シェアサイクルボートの設置・管理

【事業内容】鉄道やバス停留周辺の道路空間にシェアサイクルボートを増設することで、市民及び来訪者の利便性、回遊性を向上させ、地域の活性化を図る。



①緑ノ町停留場前【既存】



②上野芝駅前広場【既存】



③塚伝匠館前【新規】

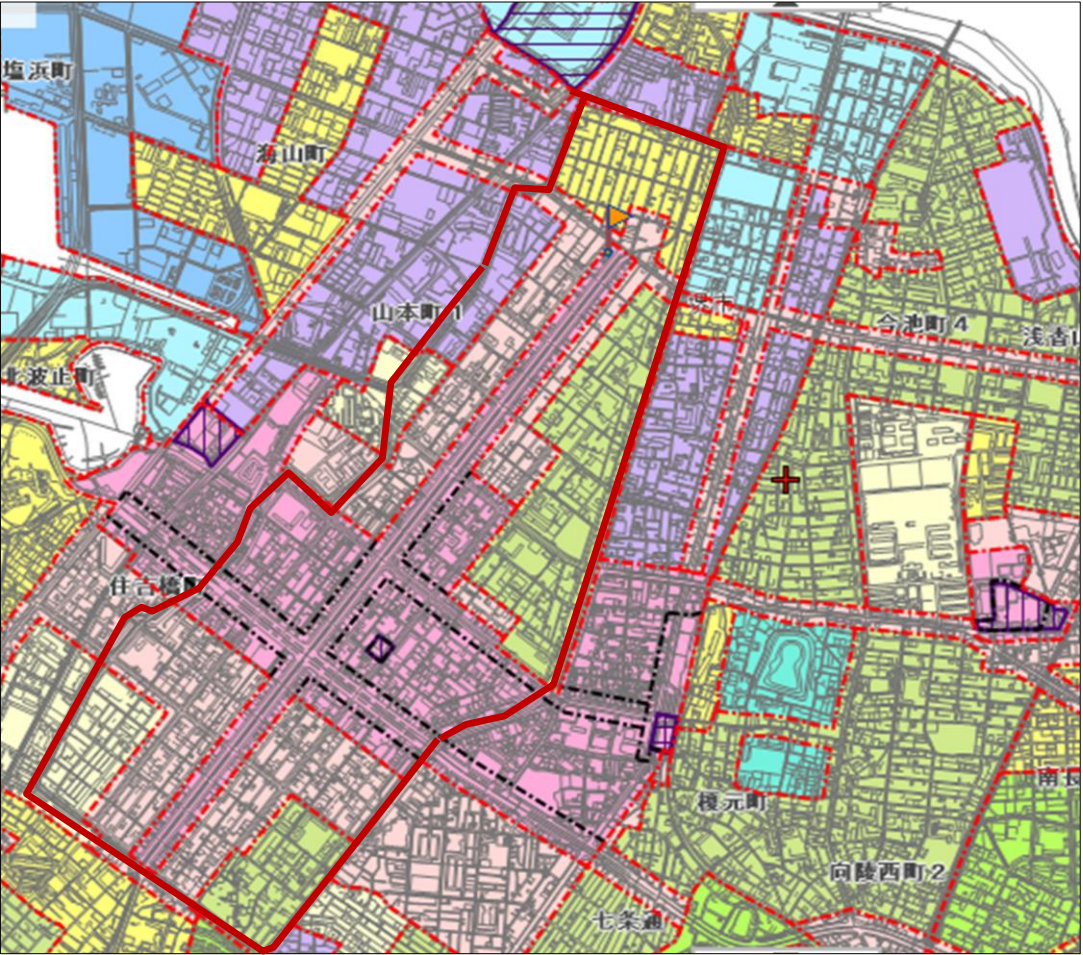


④神明町停留場前【新規】



堺市シェアサイクル推進地区(堺環濠地区)	面積	241 ha	区域	①環濠エリア地区…堺市堺区北半町東、北半町西、北旅籠町東、北旅籠町西、桜之町東、桜之町西、綾之町東、綾之町西、九間町東、九間町西、神明町東、神明町西、宿屋町東、宿屋町西、材木町東、材木町西、串之町東、串之町西、櫛原町東、戎之町東、戎之町西、熊野町東、熊野町西、市之町東、市之町西、甲斐町東、甲斐町西、大町東、大町西、宿院町東、宿院町西、中之町東、中之町西、寺地町東、寺地町西、少林寺町東、少林寺町西、新在家町東、新在家町西、南旅籠町東、南旅籠町西、南半町東、南半町西
----------------------	----	--------	----	---

①環濠エリア地区



凡 例



都市再生整備計画区域

②上野芝駅地区



凡 例

 都市再生整備計画区域

制度別詳細1-2-①(道路占用に関する事項)法第46条第10項
事業番号1

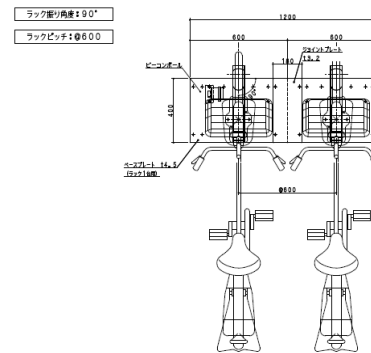
制度別詳細【道路占用許可基準の特例】

制度を活用して整備・設置する施設等のイメージ

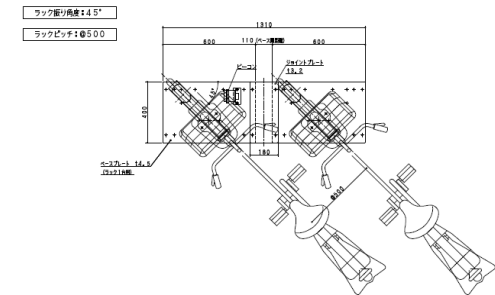
90度ラックのイメージ



90度ラック



45度ラック

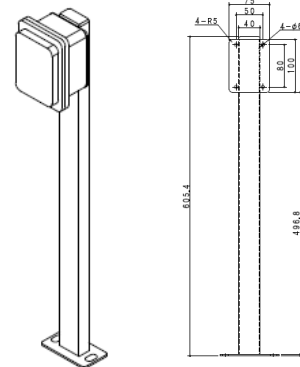


45度ラックのイメージ

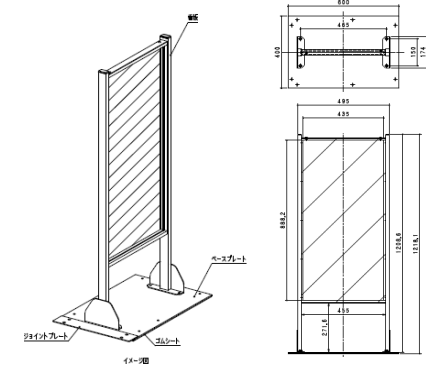


アプリ上で位置情報を取得するためのデバイスで、
ラックのベースに設置

※イメージ図



看板



制度別詳細1-2-②(道路占用許可基準の特例): 自転車駐車器具 法第46条第10項
事業番号1-①

制度別詳細【道路占用許可基準の特例: 自転車駐車器具】

制度を活用して整備・設置する施設等のイメージ

シェアサイクルポート

①綾ノ町停留場前【新規】

路線名: 大堀塚線 歩道部(1箇所)

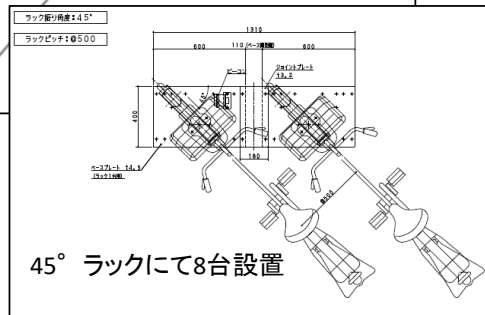
(堺市堺区錦之町西1丁1)



< 凡例 >



道路占用許可の特例を
活用する区域(10.65㎡)



【A】



【B】



制度別詳細1-2-②(道路占用許可基準の特例):自転車駐車器具 法第46条第10項
事業番号1-②

制度別詳細【道路占用許可基準の特例:自転車駐車器具】

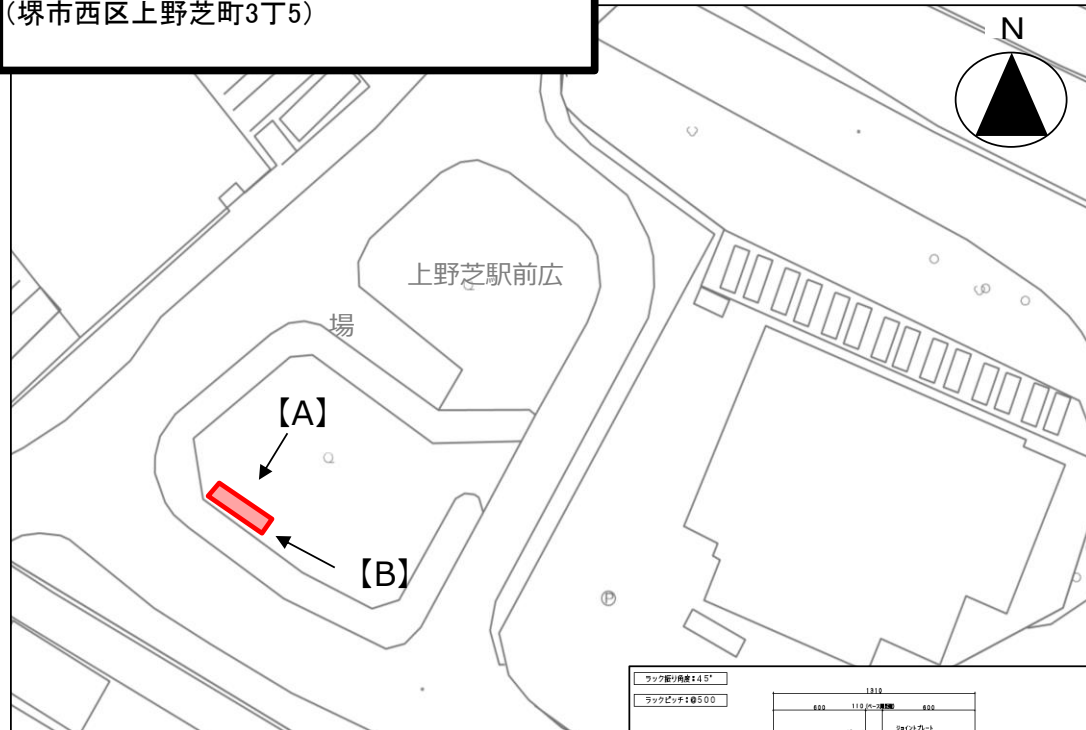
制度を活用して整備・設置する施設等のイメージ

シェアサイクルポート

②上野芝駅前広場【新規】

路線名:上野芝駅前広場 歩道部(1箇所)

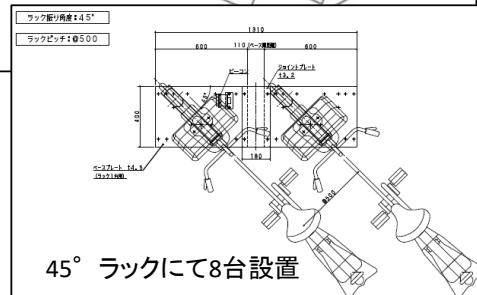
(堺市西区上野芝町3丁5)



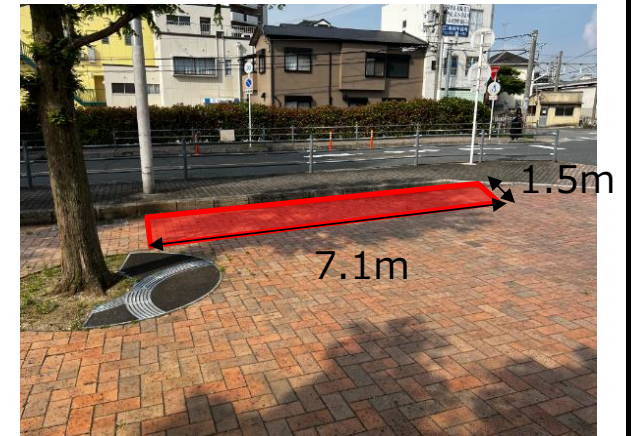
< 凡例 >



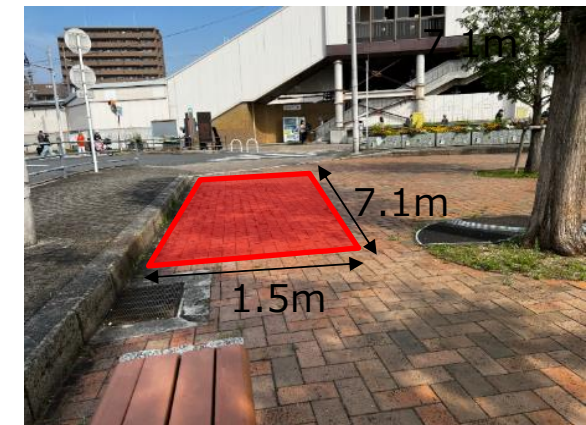
道路占用許可の特例を
活用する区域(10.65㎡)



【A】



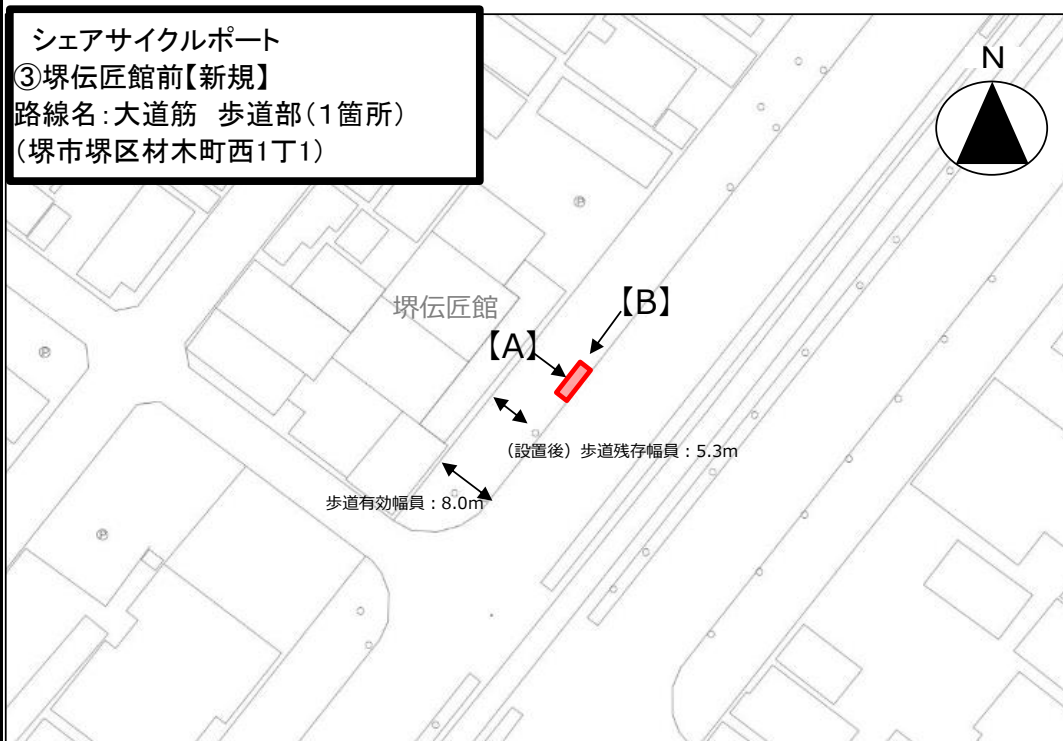
【B】



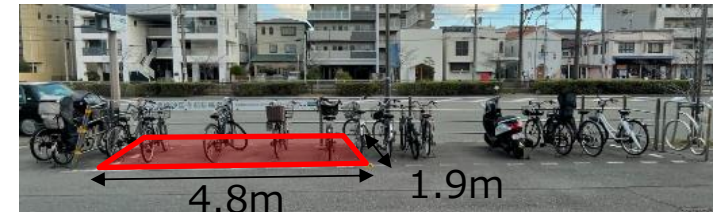
制度別詳細1-2-②(道路占用許可基準の特例): 自転車駐車器具 法第46条第10項
事業番号1-③

制度別詳細【道路占用許可基準の特例: 自転車駐車器具】

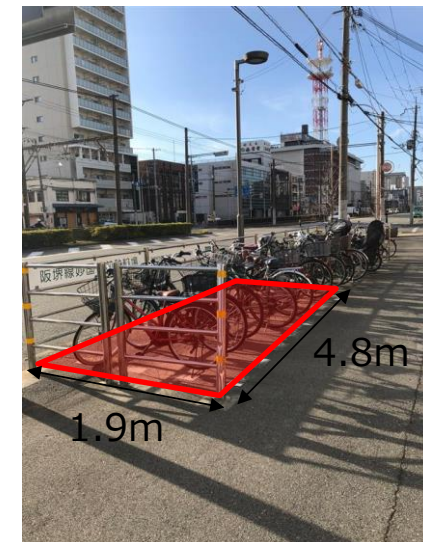
制度を活用して整備・設置する施設等のイメージ



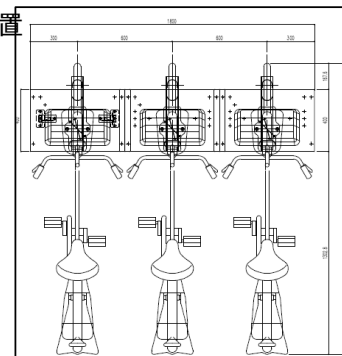
【A】



【B】



90° ラックにて7台設置



< 凡例 >

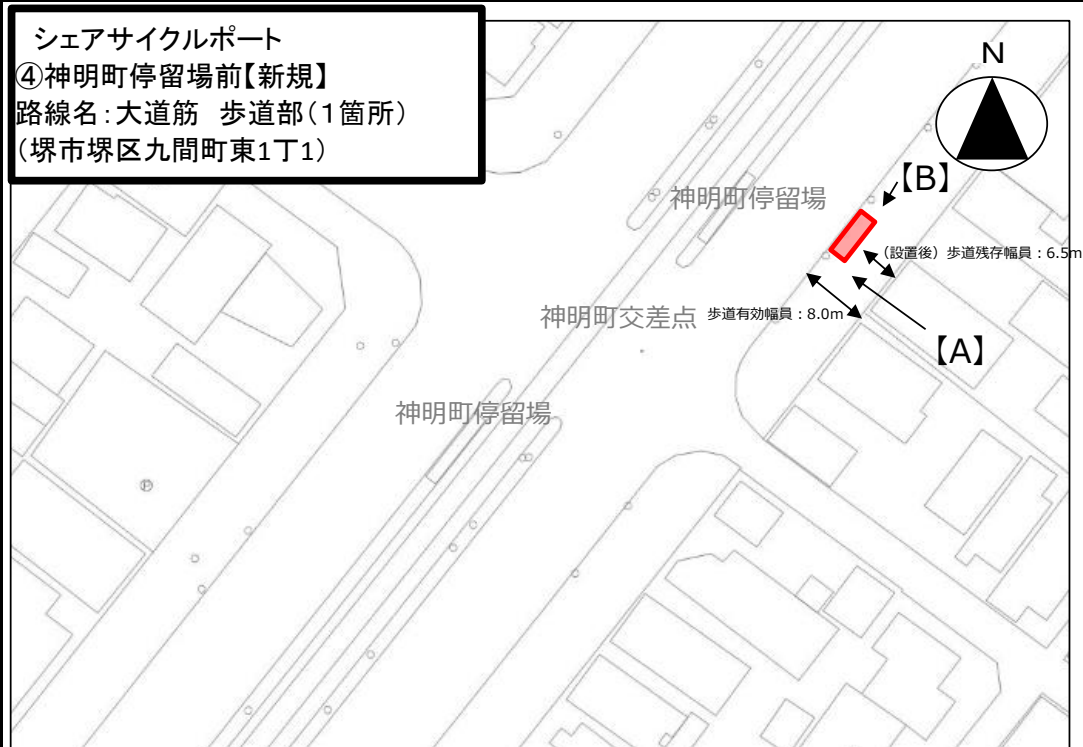


道路占用許可の特例を
活用する区域(9.12㎡)

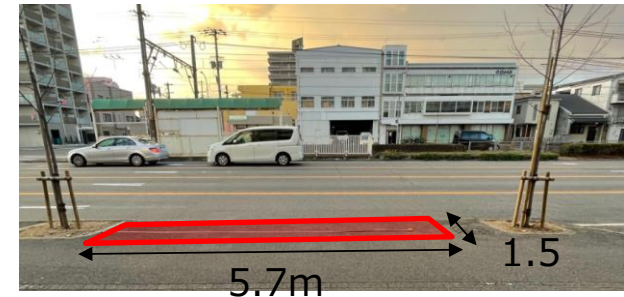
制度別詳細1-2-②(道路占用許可基準の特例): 自転車駐車器具 法第46条第10項
事業番号1-④

制度別詳細【道路占用許可基準の特例: 自転車駐車器具】

制度を活用して整備・設置する施設等のイメージ



【A】



m

【B】



< 凡例 >



道路占用許可の特例を
活用する区域(8.55㎡)

